

○清掃センターにおける廃棄物の受入基準

令和4年11月2日告示第10号

盛岡・紫波地区環境施設組合清掃事業所条例施行規則（令和3年盛岡・紫波地区環境施設組合規則第4号）第2条の規定による管理者が定める受入基準を次のように定め、令和5年4月1日から施行する。

- 1 清掃センターに搬入することができる廃棄物は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる廃棄物の種類、品目等とする。

区分	廃棄物の種類、品目等
可燃物	可燃性のものであって清掃センターで焼却処理できるもの
動物の死体	犬及び猫等の死体
資源物	リサイクルすることが可能な生ごみ、空缶、空びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、新聞、雑誌、紙パック、段ボール及び古着であるもの
大形・不燃物	大形のものと及び不燃性のもの
有害危険物	蛍光管、電球、カミソリ、体温計、乾電池及びライター

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、清掃センターに搬入することができない。

- (1) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる廃棄物の種類で、右欄に掲げる廃棄物の性状、搬入量等に適合していないもの

区分	廃棄物の種類	廃棄物の性状、搬入量等
処理能力を超えるもの	木くず類	長さ50cm、太さ5cm以下に切断し、釘、金属、電気線、紙、プラスチック及び布は取りのぞいてあるもので、1日当たりの搬入量が2t以下のもの
	浴槽及びホームタンク	1日当たりの搬入量が1個以下のもの
	ひも状及び筒状のもの	畳んだ状態で長さ50cm以下に縛ったもの
	布団、絨毯及びカーペット類	畳んだ状態で最長辺が1m未満のもの
	多量の建具類（ドア、窓、障子、ふすま、雨戸、サッシ、網戸及びフェンス等）	1日当たりの建具の合計搬入枚数が、10枚以下のもの
	多量の廃棄物	1日当たりの搬入量が2t以下のもの
	大型動物（鹿及び猪等）の死体	最長辺が1m以下に切断したもの
	多量の畳	1日当たりの畳の搬入枚数が10枚以下のもの

事業系一般廃棄物の畳	日本標準産業分類「3282 畳製造業」「6013 畳小売業」で発生する畳（スタイロ畳等プラスチックが含まれる畳を除く）	50 c m × 50 c m 以下に切断したものの
------------	---	----------------------------

(2) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる廃棄物の種類、性状等のもの

区分	廃棄物の種類、性状等
有毒性物質を含むもの	劇薬、毒物、農薬、溶剤、塗料及び廃油等
危険性を有するもの	ガスボンベ、ガソリン、灯油、バッテリー、溶剤及び塗料等
火気のあるもの	花火、火薬、マッチ及び発煙筒等
著しい悪臭又は汚水を出す廃棄物	水分を多量に含むもの及び腐敗した動物性残さ及び有機性汚泥等
その他廃棄物の処分業務を困難にし、又は施設を損なうおそれがあるもの	コンクリートブロック、農業用資材類、石膏ボード、グラスウール、断熱材、瓦、タイル、レンガ、太陽光パネル、耐火金庫、シニアカー、自動車のタイヤ及びピアノ

(3) 法令等によりリサイクルの対象となる廃棄物

区分	品目
家電リサイクル法によるもの	家庭用エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機
業界等の自主取り組みによるリサイクルの対象となるもの	パソコン、ディスプレイ、消火器及びインクカートリッジ
フロン排出抑制法によるもの	第一種特定製品（業務用冷凍庫等）
自動車リサイクル法によるもの	自動車（二輪車及び原付機付自転車を含む）及びその部品

(4) リサイクルの対象となる廃棄物

区分	廃棄物の種類、性状等
事業系一般廃棄物	リサイクルすることが可能な新聞、雑誌、段ボール、雑がみ（圧着はがき、感熱紙等を除く）及びOA紙（個人情報が含まれている物及びシュレッダー等で裁断された状態のものを除く）